

市立小中学校保護者の皆様

5月8日以降の小中学校における教育活動について

日頃は、本市教育活動に御協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行されることに伴い、学校保健安全法施行規則の一部が改正され、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が改定されました。これに基づき、令和5年5月8日以降における市立小中学校での教育活動については下記のとおりとしますので、お知らせします。

記

【感染症対策について】

- ・流水と石けんでの手洗いの励行や教室等の換気の確保に引き続き取り組みます。
- ・児童生徒及び教職員に対して、マスクの着用を求めません。マスクの着脱は、個人の意思を尊重します。

【児童生徒の健康状態の把握について】

- ・家庭との連携や健康観察を通じた児童生徒の健康状態の把握に引き続き努めます。なお、体温チェックは不要です。

【児童生徒の感染が判明した場合について】

- ・週休日に判明した場合、メールでの連絡は不要です。児童生徒の登校日に学校へ連絡をお願いします。

【学級閉鎖等の基準について】

- ・学級に新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ様疾患等の体調不良者が複数名確認された場合、学級閉鎖等を行うことがあります。

なお、詳細については、草津市ホームページに掲載しております。

<https://www.city.kusatsu.shiga.jp/kosodate/hoikukyoiku/shochugakkou/covid-19/gakkyo320501.html>

草津市教育委員会